

農業分野外国人材受け入れ体制整備事業費 補助金の事務手続きについて

1. 交付申請書
(様式第1号) 事業計画書 提出
添付書類
・見積書
・外国人材を受け入れるための証明書

2. 交付決定通知(様式第2号)到着
(交付申請から原則30日以内)

3. 実績報告書
(様式第1号) 実績報告書 提出
添付書類
・支払いを証明するもの
・雇用契約書等
・住宅整備については整備前、整備後の様子が見えるもの

4. 額の確定通知到着
(実績報告から原則30日以内)

◎補助金の支払い

補助金は額確定の通知書送付後、1～2週間程度で指定の口座に入金します。

提出書類 交付申請書兼実績報告書、補助金所要額調書、口座振込依頼書

添付資料 (1)補助対象経費の支出を証明できる書類(領収書等の写し)

(2)外国人の受け入れを証明するもの、又は雇用契約書

(3)住宅整備については整備前、整備後のわかるもの

◎その他

・鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

・また、業者選定に当たっては相見積もり、入札等の実施を行うこと。

資料提出・問い合わせ先

農林水産部 農林水産政策課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話0857-26-7256

E-mail nourinsuisanseisaku@pref.tottori.lg.jp